

令和4年東郷町教育委員会第1回臨時会	
日時	令和4年4月1日(金) 午前11時15分 開会 午前11時20分 閉会
場所	東郷町役場 2階第4会議室
出席委員	教 育 長 中根 一郎 委 員 小出 直美 委 員 奥谷 美香 委 員 石田 守良 委 員 加藤 逸男
欠席委員	なし
説明のため に出席した 職員の氏名	教 育 部 長 樋口 美紀 参 事 田中 秀和 学校教育課長 成田 敏弘 生涯学習課長 村中 章太 給食センター所長 中嶋 章人
会議録作成職員	学校教育課長 成田 敏弘
会議録署名委員	中根教育長 石田委員
議 事	教育長職務代理者の指名について(学校教育課)
傍 聴 者	なし

教育部長	<p>ただいまから令和4年東郷町教育委員会第1回臨時会を開会させていただきます。</p> <p>それでは教育長、よろしく申し上げます。</p>
教育長	<p>それでは、ただいまから令和4年東郷町教育委員会第1回臨時会を開会します。会議の日程につきましては、お手元に配付してあります議事日程のとおりです。日程第1、会議録作成職員を指名します。</p> <p>学校教育課長を指名しますので申し上げます。</p> <p>次に日程第2、会議録署名委員を指名します。</p> <p>わたくし教育長と石田委員を指名したいと思いますが、いかがですか。</p>
委員	異議なし
委員長	<p>異議なしとのことですので、わたくし教育長と石田委員を指名したいと思えます。日程第3、議事 教育長職務代理者の指名を行います。事務局から説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>平成27年4月に改正されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項により、教育長に事故があるとき又は欠けたときはあらかじめ指名する委員がその職務を行うこととされております。そのため、教育長が教育長職務代理者を指名する必要がありますので、よろしく申し上げます。</p>
教育長	<p>事務局の説明のように、教育長職務代理者を置くことになっており、あらかじめ教育長が指名することになっています。</p> <p>教育長職務代理者として、小出直美委員を指名いたします。</p> <p>いかがでしょうか。</p>
小出委員	<p>ただいまご指名いただきましたので、お受けしたいと思いますが、わたくしは非常勤の身分ですので、教育長に事故があった場合、毎日事務局の指揮監督をするというのは現実的に不可能です。</p> <p>わたくしが行う職務代理者としての職務のうち、具体的な事務の執行については、事務局職員に委任したいと思えます。</p>
教育長	<p>具体的な事務の執行の部分については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第4項で、事務局職員に委任できる旨の規定がございますので、そのように取り計らいたいと思えます。具体的な事務の執行については部長に委任します。</p> <p>併せて協議をお願いします。愛日地方教育事務協議会に関して、協議会規約第8条の規定により、協議会委員は、関係市町の「教育長」および「教育委員会が協議により定めた教育委員一人」をもって充てるとされております。教育長職務代理者に協議会委員をお願いしたく存じますが、これにご異議ございませんか。</p>
委員	異議なし
教育長	<p>異議なしとのことですので、小出委員よろしく申し上げます。</p> <p>以上で議題は終了し、臨時会の日程は終了いたします。</p> <p>これをもって閉会とします。 それでは、事務局にお返しします。</p>